**２－（６）役員選挙規約例（立候補・推薦制を採用する場合）**

（目　　的）

第１条　この規約は、中小企業等協同組合法（又は中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法）及び本組合の定款に定める役員の選挙について、必要な事項を定めることを目的とする。

（選挙の期日）

第２条　役員の任期満了による選挙は、その任期が終了する通常総会において行う。

２　役員の補欠のための選挙は、これを行うべき事由が生じた日から３カ月以内に行う。

３　役員の定数の増加を議決したときは、増員された数の役員の選挙は、その議決をした総会において行う。

（立候補の届け出等）

第３条　本組合の役員候補者になろうとする者は、総会会日の○日から１５日前までに、文書でその旨を本組合に届け出なければならない。

２　他人を本組合の役員候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、文書でその推薦の届け出をすることができる。

３　立候補を辞退しようとするときは、総会の会日の○日前までに、文書でその旨を本組合に届け出なければならない。

（選挙管理人）

第４条　投票により行う選挙には、選挙管理人を○人以上○人以内で置く。

２　選挙管理人は、総会において選任する。

３　選挙管理人は、投票及び開票に関する事務を担当する。

（※選挙管理人は、事務の不正を防ぎ、円滑に事務を運営するため２人以上おく必要があることに留意する。）

（選挙立会人）

第５条　投票により行う選挙には、選挙立会人を○人以上○人以内で置く。

２　選挙立会人は、総会において選任する。

（※選挙立会人は、選挙の公正を期すため、２人以上おくのがよい。）

（投票箱の確認）

第６条　選挙管理人は、組合員が投票を開始する前に、組合員の面前で投票箱を開き、その中に何も入ってないことを示さなければならない。

（投票用紙）

第７条　投票用紙は、別記第１号又は、第２号の様式による。

（投票用紙の交付）

第８条　選挙管理人は、選挙立会人の面前において、組合員に投票用紙を交付しなければならない。

（投　　票）

第９条　組合員は、投票用紙に自ら被選挙人の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

２　投票用紙には、選挙人である組合員の名称、氏名を記載してはならない。

（投票の終了）

第10条　選挙管理人は、出席した組合員の投票が完了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴き、投票終了の旨を総会に告げなければならない。

２　投票の終了後は、何人も、投票することができない。

（投票用紙交付数の確認）

第11条　選挙管理人は、投票終了後直ちに、組合員に交付した投票用紙の数が誤りのないことにつき、選挙立会人の確認を得なければならない。

（開　　票）

第12条　開票は、選挙立会人立会の上、選挙管理人が投票箱を開き、被選挙人ごとに得票数を計算するものとする。

（無効投票）

第13条　次の投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 記載すべき被選挙人の数を超えて記載したもの

(3) 被選挙人の何人を記載したかを確認し難いもの

２　投票が、前項各号に該当するかどうかの判断は、選挙管理人が、選挙立会人の意見を徴して決定する。

（開票結果の報告）

第14条　選挙管理人は、開票を終了したときは、その結果を議長に報告しなければならない。

（そ の 他）

第15条　本規約に定めのない事項については、その総会ごとに、総会の議決を経て決定する。

様式第１号（第７条の規定による単記式投票用紙）

（外側）　　　　　　　　　　　　　　　　（内側）

　　　　　　　　　

様式第２号（第７条の規定による連記式投票用紙）

（外側）　　　　　　　　　　　　　　　　（内側）

　　　　　　　　　

付 　則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。